

設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和6年4月12日受付分)

特定非営利活動法人
関西健康寿命延伸クラブ スマイル

縦覧期間

令和6年4月12日(金) から
令和6年4月26日(金) まで

NPO法人 関西健康寿命延伸クラブ スマイル 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人 関西健康寿命延伸クラブ スマイルという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市東灘区に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を、大阪府大阪市淀川区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象とし、よりいきいき・はつらつとした生活が送れるよう、高齢の方でも無理なく体を動かせるヨガを中心に、全身を楽しく・安全に動かすことにより、その方々の身体機能の維持・向上、健康増進に関する事業を行い、健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 老人福祉施設等へインストラクター派遣事業
 - ② 地域コミュニティ等へインストラクター派遣事業
 - ③ インストラクターの支援・教育事業
 - ④ 会場などでの必要関連備品などの販売・貸出事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動に参加する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的・事業を賛助するために入会し、活動を支援する個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 役員 及 び 職 員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名・押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、副理事長がこれにあたる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法の表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1)目的
- (2)名称
- (3)その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4)主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5)社員の資格の得喪に関する事項
- (6)役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く)
- (7)会議に関する事項
- (8)その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9)解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)
- (10)定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の揭示場に揭示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第10章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	荒金	淳
副理事長	堀本	徹也
理事	笹岡	邦充
監事	杉田	英樹
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和6年12月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

会員種別	入会金	年会費
正会員（個人・団体とも）	5,000円	5,000円
賛助会員（個人）	（一口）5,000円	（一口）10,000円
賛助会員（団体）	（一口）10,000円	（一口）50,000円

役 員 名 簿

NPO 法人 関西健康寿命延伸クラブ スマイル

役 名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無	
理事長	あらかね あつし ----- 荒金 淳		なし	
	理事 (副理事長)		ほりもと てつや ----- 堀本 徹也	なし
理事			ささおか くにみつ ----- 笹岡 邦充	なし
監事	すぎた ひでき ----- 杉田 英樹		なし	

設立趣旨書

令和5年11月29日

NPO法人 関西健康寿命延伸クラブ スマイル

1 設立の趣旨

すでに国民の4人に1人が65歳以上という超高齢化社会をむかえている日本。「65歳以上の人口」が、2035年には約33%、2060年には約40%に達し、さらなる高齢化の波がやってきくる、といった背景、喫緊の課題がある。それに伴い、介護を必要とする「要介護者」などの数も増加し、介護やサービス付きの入居施設や様々な在宅サービスの利用者数が倍増し、家族などの負担も比例して大きくなっていく。こうした人々をいかに支えていくかが課題であり、この先ますます老人福祉の重要性が増していく。また、世界保健機関（WHO）提唱の「健康寿命」すなわち、健康に過ごせる期間を延ばすことが注目されている。

以前より、ヨガスタジオを運営する一方で、専用カリキュラムの実施可能なインストラクターを養成し、高級有料老人ホームを対象としたヨガインストラクターの派遣してきた。その活動により、参加者たちが、一緒に呼吸し、動き、笑い、発声をすることで、笑顔が増えているようになってきたと感じた。さらにより多くの方に実感してもらい、健やかな時間を過ごしてもらいたいと考えるようになった。

今回法人としての申請するに至ったのは、

- ① 参加者が、体や・手足を動かし笑顔を増やことで健康寿命の延伸につなげてもらいたい。
- ② その活動を、地域にお住いの多くの高齢者に届くサービスとしてとどけたい。
- ③ 行政や関連団体との連携を深めつつ、実施施設を公共の施設やコミュニティに拡張し、様々な場所で開催し、気軽に参加いただけるようにしたい。
- ④ この事業を通じ、より多くの高齢者がイキイキとした時間を過ごすことで、健康寿命に良い影響を与えるよう、社会に貢献していきたい。
- ⑤ 当団体の活動趣旨は、営利目的ではなく、より多くの方に参加していただくことで実現するという点で、特定非営利活動の法人格を取得するのが最適である。

という思いからである。

2 申請に至るまでの経緯

経緯を時系列的に記載。

2013年4月	ヨガ&ティラピス スタジオ Jun☆a (ジュナ) 設立
2019年12月	スタジオでの運営から「出張スタイルのヨガ」へ業態変更
2020年4月	有料老人ホームへの出張ヨガ事業開始
2023年7月	特定非営利活動法人格取得のための勉強会開催
2023年11月	設立総会開催

NPO 法人 関西健康寿命延伸クラブ スマイル
設立代表者 荒金 淳

設立初年度事業計画書

< 成立の日から令和 6 年 12 月 31 日まで >

NPO 法人 関西健康寿命延伸クラブ スマイル

1. 基本方針

本年度の活動では、初年度として、私たちの活動が広く地域・コミュニティの皆さんに認知していただくため、所定の老人入居施設に限らず、お年寄りの集まりそうな場所などで、積極的な機会づくりを行い、ヨガを通じた高齢者の体力維持・向上・健康寿命増進を目指します。

特に今年度では、デイサービス事業・公共施設事業に注力し運営していきます。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容	実施月	実施場所	のべ実施回数	対象者	収益見込(千円)
(1) 老人福祉施設等派遣事業	デイサービス拠点	月 2 回	10 拠点	100 回	利用者	500
	訪問サービス拠点	月 2 回	5 拠点	50 回	利用者	300
(2) 地域コミュニティ等派遣事業	地域公民館等	月 2 回	10 拠点	50 回	利用者	200
	マンション集会所等	月 2 回	5 拠点	20 回	利用者	100
	居場所カフェ等	月 2 回	10 拠点	30 回	利用者	100
(3) インストラクターの支援・教育事業	スキルアップレッスン	都度			派遣者	100
(4) 必要関連備品などの販売・貸出事業	グッズ販売 a					200
	設備リース収益 b					0

2. 事業実施体制

(1) 会議に関する体制

総会 年 1 回 (2 月)
理事会 年 2 回 (2 月、8 月)

(2) 事務局体制

事務局長 堀本 徹也 他事務スタッフ 1 名

設立次年度事業計画書

<令和7年1月1日から令和7年12月31日まで>

NPO法人 関西健康寿命延伸クラブ スマイル

1. 基本方針

本年度では、目的・趣旨にのっとり、前年実施の範囲・実施数を徐々に広げていきたいと考えます。前年実施の中から改善点を見つけ出し、修正・改善するとともに、より多くのお年寄りと触れ合う機会づくりを積極的に作っていきます。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容	実施月	実施場所	のべ実施 回数	対象者	収益見込 (千円)
(1) 老人福祉施設等派遣事業	デイサービス拠点	月2回	30拠点	500回	利用者	2,000
	訪問サービス拠点	月2回	10拠点	150回	利用者	500
(2) 地域コミュニティ等派遣事業	地域公民館等	月2回	20拠点	150回	利用者	600
	マンション集会所等	月2回	10拠点	50回	利用者	300
	居場所カフェ等	月2回	20拠点	150回	利用者	600
(3) インストラクターの支援・教育事業	スキルアップレッスン	都度			派遣者	100
(4) 必要関連備品などの販売・貸出事業	グッズ販売 a					300
	設備リース収益 b					100

2. 事業実施体制

(1) 会議に関する体制

総会 年1回(2月)

理事会 年2回(2月、8月)

(2) 事務局体制

事務局長 堀本 徹也 他事務スタッフ1名

初年度活動予算書

NPO法人 関西健康寿命延伸クラブ スマイル

設立の日から令和6年12月31日まで

(単位:円)

科目		合計
I 経常収益		
1. 受取会費		100,000
正会員受取会費	100,000	
賛助会員受取会費	0	
2. 受取寄附金		0
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
3. 受取助成金等		0
受取民間助成金		
4. 事業収益		1,500,000
老人施設派遣事業収益	800,000	
地域コミュニティサービス事業収益	400,000	
インストラクター教育事業収益	100,000	
関連販売事業収益	200,000	
5. その他収益		0
その他の事業の収益	0	
雑収益	0	
経常収益計		1,600,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当 (インストラクター報酬)	1,200,000	
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
人件費計		1,200,000
(2) その他経費		
会議費		
旅費交通費	60,000	
通信運搬費	60,000	
売上原価	100,000	
減価償却費		
支払利息		
その他経費計		220,000
事業費計		1,420,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当	130,000	
福利厚生費		
人件費計		130,000
(2) その他経費		
会議費	20,000	
旅費交通費	30,000	
減価償却費		
事務所家賃		
その他経費計		50,000
管理費計		180,000
経常費用計		1,600,000
当期経常増減額		0
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		
経常外費用計		0
経理区分振替額		
当期正味財産増減額		0
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		0

翌年度活動予算書

NPO法人 関西健康寿命延伸クラブ スマイル

令和7年1月1日から令和7年12月31日まで

(単位：円)

科目		合計
I 経常収益		
1. 受取会費		50,000
正会員受取会費	50,000	
賛助会員受取会費	0	
2. 受取寄附金		1,000,000
受取寄附金	1,000,000	
施設等受入評価益	0	
3. 受取助成金等		0
受取民間助成金		
4. 事業収益		4,500,000
老人施設派遣事業収益	2,500,000	
地域コミュニティサービス事業収益	1,500,000	
インストラクター教育事業収益	100,000	
関連販売事業収益	400,000	
5. その他収益		0
その他の事業の収益	0	
雑収益	0	
経常収益計	5,050,000	5,550,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当 (インストラクター報酬)	4,000,000	
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
人件費計		4,000,000
(2) その他経費		
会議費		
旅費交通費	100,000	
通信運搬費	50,000	
売上原価	100,000	
減価償却費		
支払利息		
その他経費計		250,000
事業費計		4,250,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当	1,100,000	
福利厚生費		
人件費計		1,100,000
(2) その他経費		
会議費	20,000	
旅費交通費	180,000	
減価償却費		
事務所家賃		
その他経費計		200,000
管理費計		1,300,000
経常費用計		5,550,000
当期経常増減額		0
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		
経常外費用計		0
経理区分振替額		
当期正味財産増減額		0
前期繰越正味財産額		0
次期繰越正味財産額		0